（認可申請書の添付書類）

第五十八条　法第百二十条第一項の認可を申請しようとする者は、認可申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　認可を申請しようとする者が売却マンションとなるべきマンションのマンション敷地売却合意者であることを証する書類

二　前号のマンションについて法第百二十条第二項の同意を得たことを証する書類及び当該マンションについてのマンション敷地売却決議の内容を記載した書類

2　法第百三十四条第一項の認可を申請しようとするマンション敷地売却組合（以下この章及び第七十七条第七項において「組合」という。）は、認可申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　定款又は資金計画の変更について総会又は総代会の議決を経たことを証する書類

二　認可を申請しようとする組合が法第百三十四条第三項の同意を得なければならない場合においては、その同意を得たことを証する書類

3　法第百三十七条第四項の認可を申請しようとする組合は、認可申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　権利消滅期日前に組合の解散について総会の議決を経たことを証する書類又は事業の完了を明らかにする書類若しくは事業の完了が不能であることを明らかにする書類

二　認可を申請しようとする組合が法第百三十七条第三項の同意を得なければならない場合においては、その同意を得たことを証する書類

（公告事項）

第五十九条　法第百二十三条第一項の規定による公告をする場合における国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　事務所の所在地

二　設立認可の年月日

三　事業年度

四　公告の方法

2　法第百三十四条第二項において準用する法第百二十三条第一項の規定による公告をする場合における国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　事務所の所在地及び設立認可の年月日

二　組合の名称、売却マンションの名称又は事務所の所在地に関して変更がされたときは、その変更の内容

三　前項第三号又は第四号に掲げる事項に関して変更がされたときは、その変更の内容

四　定款又は資金計画の変更の認可の年月日

（組合員名簿の記載事項）

第六十条　第十八条の規定は、法第百二十五条第三項において読み替えて準用する法第十八条第一項の国土交通省令で定める事項について準用する。この場合において、第十八条第一号中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令（以下「令」という。）第三条第一項」とあるのは、「令第二十八条第一項」と読み替えるものとする。

（電磁的記録）

第六十一条　第十八条の二の規定は、法第百二十六条第三項において準用する法第二十四条第七項の国土交通省令で定める電磁的記録について準用する。

（決算報告書）

第六十二条　第二十一条の規定は、法第百三十八条において準用する法第四十二条の決算報告書について準用する。この場合において、第二十一条第一号中「組合」とあるのは、「法第百十六条に規定する組合」と読み替えるものとする。

第二節　分配金取得手続等

（権利処分承認申請手続）

第六十三条　第三十条の規定は、法第百四十条第二項の規定により権利の処分について承認を得ようとする者について準用する。この場合において、第三十条第一項中「別記様式第一」とあるのは「別記様式第二十」と、「施行者」とあるのは「法第百十六条に規定する組合」と読み替えるものとする。

（分配金取得計画又はその変更の認可申請手続）

第六十四条　法第百四十一条第一項後段の認可を申請しようとする組合は分配金取得計画に、法第百四十五条において準用する法第百四十一条第一項後段の認可を申請しようとする組合は分配金取得計画のうち変更に係る事項に、次に掲げる書類を添付して、認可申請書とともに、都道府県知事等に提出しなければならない。

一　法第百四十六条の規定による審査委員の過半数の同意を得たことを証する書類

二　分配金取得計画の決定又は変更についての総会の議決を経たことを証する書類

三　法第百四十一条第二項の同意を得なければならない場合においては、その同意を得たことを証する書類

（分配金取得計画書の様式）

第六十五条　法第百四十二条第一項各号に掲げる事項は、別記様式第二十一の分配金取得計画書を作成して定めなければならない。

（分配金取得計画に定めるべき事項）

第六十六条　法第百四十二条第一項第八号の国土交通省令で定める事項は、法第百五十一条の分配金及び法第百五十三条の補償金（利息相当額を含む。）の支払期日及び支払方法とする。

（通常受ける損失）

第六十七条　令第三十二条の国土交通省令で定める損失は、次に掲げるものとする。

一　借家人に係る損失であって新たな物件の賃借に係るもの

二　その他法第百四十二条第一項第五号に掲げる者（次項第八号において「権利を有する者」という。）がマンション敷地売却事業の実施により通常受ける損失（令第三十二条に規定するものを除く。）

2　令第三十二条の国土交通省令で定めるところにより計算した額は、次に掲げる額を合算した額とする。

一　売却マンション又はその敷地に物件があるときは、その物件の移転料（物件を通常妥当と認められる移転先に、通常妥当と認められる移転方法によって移転するのに要する費用をいう。次号において同じ。）

二　前号の場合において、物件を移転することが著しく困難であるとき若しくは物件を移転することによって従来利用していた目的に供することが著しく困難となるとき又は移転料が移転しなければならない物件に相当するものを取得するのに要する価格を超えるときは、その物件の正常な取引価格

三　営業の継続が通常不能となるものと認められるときは、次に掲げる額

イ　独立した資産として取引される慣習のある営業の権利その他の営業に関する無形の資産については、その正常な取引価格

ロ　機械器具、商品、仕掛品等の売却損その他資産に関して通常生ずる損失額

ハ　従業員を解雇するため必要となる解雇予告手当（労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第二十条の規定により使用者が支払うべき平均賃金をいう。）相当額、転業が相当であり、かつ、従業員を継続して雇用する必要があるものと認められる場合における転業に通常必要とする期間中の休業手当（同法第二十六条の規定により使用者が支払うべき手当をいう。次号イにおいて同じ。）相当額その他労働に関して通常生ずる損失額

ニ　転業に通常必要とする期間中の従前の収益（個人営業の場合においては、従前の所得。次号ロ及び第五号ロにおいて同じ。）相当額